

相続税 e-Tax に関する税理士からの要望等への対応状況

(令和8年6月)

対応項目		税理士からの要望等	対応等	時期
添付書類	添付書類の削減	イメージデータ(PDF形式)に変換が手間	提出をお願いしている書類を60種類から20種類に削減	R5.1
	送信容量の拡大	1回当たりの送信容量(8.0MB)に制限があり、添付書類を複数回に分けるのが手間	1回当たりの送信容量を8.0MBから14.0MBに拡大	R5.5
	読取り等要件の見直し		カラー要件を撤廃しグレースケール(白黒など)でのイメージデータ(PDF形式)の作成を可能に	R7.4
利用者識別番号	確認方法の簡便化	利用者識別番号の有無を確認する方法として「変更等届出書」をe-Tax送信する方法があるが、利用者識別番号が「有」の場合は相続人に通知	変更等届出書に「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力があれば、納税者への通知に加え、税理士に利用者識別番号の電話連絡が可能に	R5.6
		「変更等届出書」を相続人の各住所地に提出するのが手間	代表する相続人の「変更等届出書」の提出で相続人全員の利用者識別番号の電話通知が可能に(パスワードをリセットしない場合)	R6.12
受信通知機能の改善		申告書データの送信後、受信通知の確認にe-Taxシステムに別途ログインする必要がある	申告書データの送信後、即時通知画面で財産取得者を選択し、受信通知の審査結果が確認可能に	R6.1
贈与税マイページの拡充		贈与税マイページで参照できる情報を拡充してほしい	相続時精算課税の適用状況(H15～)、更正決定の通知情報、書面申告提出の有無を確認可能に	R8.9

マイページの「贈与税関係情報」が更に便利になります！

- 令和8年9月下旬以降に、マイページの「贈与税関係情報」に新たな機能（「相続時精算課税適用状況」・「更正・決定の通知情報」・「書面申告提出状況」）が追加され、更に便利になります。
- e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士の皆様についても、納税者のマイページから確認することが可能です。

※ 新たに追加される各機能の概要：https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2026/topics_20260527.htm

【画面イメージ：相続時精算課税適用状況】

①相続時精算課税制度を適用している場合に、特定贈与者氏名及び適用開始年分を表示します。

②特定贈与者を選択すると、これまでに申告した内容(申告年分・財産の価額の合計額・相続時精算課税分の贈与税額等)を申告年分ごとに確認できます。

相続時精算課税適用状況	
表示年分の選択	令和6年分
特定贈与者の氏名	国税太郎
提出先税務署	税理士事務所
課税年分	令和6年分
申告区分	贈与内申告
財産の価額の合計額(課税価格)	2,600,000円
相続時精算課税に係る基礎控除額	1,100,000円
相続時精算課税分の贈与税額	300,000円
外国税額の控除額	0円
承認時の仮払金額	0円

(注) 上記の画面は開発中のものであり、今後変更の可能性があることに留意。